

リース契約書

リース物品名及び数量

〇〇〇〇〇〇〇〇 一式
(別紙内訳書のとおり)

リース料金 月額金〇,〇〇〇,〇〇〇円也

(うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇,〇〇〇円)

賃借者 国立大学法人九州大学(以下「九州大学」という。)総長 石橋 達朗と賃貸者との間において、上記のリース物品(以下「物品」という。)について、上記のリース料金で、リース契約を結ぶものとする。

なお、消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、リース料金に110分の10を乗じて得た額である。

第1条 賃貸者は、賃借者に対し、別紙リース要項に基づき物品をリースするものとする。

第2条 物品は、九州大学〇〇〇〇〔部局、課等の名称〕において借入するものとする。

2 この契約において、賃貸者が履行すべき給付内容は、仕様書及び賃貸者が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第3条 物品のリース期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 賃借者は、リース期間満了後の取扱いについて、賃貸者に対し書面で期間満了の2ヶ月前までに通知するものとする。

第4条 賃借者は、賃貸者からの請求に基づき、毎月リース料金を支払うものとする。

第5条 リース料金の請求書は、九州大学〇〇〇〇〔部局、課等の名称〕に送付するものとする。

2 代金は、賃貸者の請求書を受領した日の属する月の翌月の末日までに、九州大学財務部経理課から支払うものとする。

第6条 賃借者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 賃貸者がこの契約に違反したとき。

二 賃貸者がこの契約に関し談合等の不正行為をしたことにより、公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が確定し、課徴金の納付を命じない旨の通知がなされ、又は刑罰が科されたとき。ただし、不公正な取引方法による不正行為で、かつ金銭的損害が生じない場合は除く。

三 前2号に掲げるもののほか、九州大学が定めた物品供給契約基準第12又は第13に該当するとき。

第7条 契約保証金は免除する。ただし、賃貸者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、違約金として契約期間全体の支払総金額(契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額。以下同じ。)の10分の1に相当する額を賃借者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定により、リース期間満了前に、この契約が解除された場合

二 リース期間満了前に、賃貸者がその債務の履行を拒否し、又は賃貸者の責めに帰すべき事由によって賃貸者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 賃貸者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律

第75号)の規定により選任された破産管財人

二 賃貸者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 賃貸者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

第8条 賃貸者は、第6条第2号の規定に該当するときは、賃借者が契約を解除するか否かにかかわらず、その損害に係る賠償金として契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を賃借者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 賃貸者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額のほか、契約期間全体の支払総金額の100分の5に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第6条第2号に規定する確定した課徴金納付命令における課徴金について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条の3第2項又は第3項の適用があるとき。

二 第6条第2号に規定する確定した課徴金納付命令若しくは排除措置命令又は科された刑罰において、賃貸者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 第6条第2号に規定する課徴金の納付を命じない旨の通知に係る事件において、賃貸者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 賃貸者は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の賠償金を免れることはできない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過することが明らかになった場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 賃貸者は、第6条第2号又は第8条第2項第1号から第3号のいずれかの規定に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

6 前各項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

第9条 賃貸者は賃貸者の負担において、物品に動産総合保険を付するものとする。

第10条 賃借者は、物件の毀損、滅失についてのすべての危険を負担するものとする。

2 賃借者は、物件が毀損又は滅失した場合は、修繕又は復元を行うものとする。ただし、賃借者と賃貸者が修繕又は復元を必要としないと合意した場合は、この限りではない。

3 賃借者は、前項ただし書きの場合は、賃貸者に損害金を支払うものとする。

4 前項の損害金額は、リース期間中のリース料金の合計額から、支払い済みのリース料金の合計額を差し引いた残額相当額とする。

5 第2項の修繕又は復元を行う場合には、この契約は何ら変更なくそのまま継続し、第3項の損害金を支払う場合には、損害金の支払い完了と同時にこの契約は終了するものとする。

6 前条による動産総合保険は、第2項の場合は修繕又は復元のための経費に充当し、第3項の場合は損害金から控除するものとする。

第11条 賃借者が、リース期間満了により装置を返還する場合は、賃貸者は装置の荷造り及び賃貸者までの運送その他これに要する費用を負担するものとする。

第12条 九州大学が定めた物品供給契約基準第20に規定する遅延利息率は、「年3.0%」とする。

第13条 この契約についての必要な細目は、九州大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。

第14条 この契約について賃借者と賃貸者との間に紛争が生じたときは、双方の協議によりこれを解決するものとする。

第15条 この契約に関する訴えの管轄は、九州大学所在地を管轄区域とする福岡地方裁判

所とする。

第 16 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、賃借者と貸貸者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、賃借者と貸貸者は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

ただし、この契約書を電磁的記録により作成する場合は、賃借者と貸貸者は記名押印に代えて双方合意した方法による電子署名を行い、当該電磁的記録により双方で保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

賃借者 福岡市西区元岡 7 4 4
国立大学法人九州大学
総長 石橋 達朗 [印]

貸貸者 [所在地]
[氏名] [印]

リ ー ス 要 項

(リース契約の趣旨)

第1条 賃貸者は、九州大学が指定する〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「物件」という。)を九州大学にリースし、九州大学はこれを借受けるものとする。

2 この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできないものとする。

(物件の引渡)

第2条 物件は九州大学の指定する場所に搬入されるものとし、九州大学は、物件が搬入されたときから引渡のときまで善良な管理者の注意をもって、物件を管理するものとする。

2 九州大学は、搬入された物件について引渡予定日及び検査期限までに検査を行い、契約の内容に適合することを確認のうえ、検査完了日を記載した「リース物件受領証」を賃貸者に交付するものとし、この検査完了日をもって賃貸者から九州大学に物件が引渡されたものとする。

(物件の契約不適合等)

第3条 賃貸者は以下の各号について一切の責任を負わないものとする。

(1) 物件の規格、仕様、品質、性能、数量、及び物件に関するソフトウェア等に契約不適合があった場合。

(2) 物件の選択、決定に際して九州大学に錯誤があった場合。

2 前項第1号の場合において、九州大学が賃貸者に対し書面で請求した場合は、賃貸者は、賃貸者と物件の供給者 (以下「供給者」という。)との売買契約に基づき賃貸者が供給者に対して有する請求権を、九州大学が賃貸者に代わって行使し、又は直接行使し得る手続を取るなど、九州大学、賃貸者協議の上定めた方法により、九州大学の損害回復に協力するものとする。

(債務弁済)

第4条 リース契約の解除権の行使及び物件の所有権の移転については、九州大学が賃貸者に対して既経過未払いリース料及び未経過未払いリース料の合計額の譲渡代金を支払うものとする。

2 賃貸者は、前条第2項の賃貸者が供給者に対して有する諸権利の存否、並びに九州大学の請求に対する供給者の履行を担保しないものとする。

3 九州大学は、第2項及び前条第2項に基づいて、賃貸者に対し権利 (解除権を除く)を行使する場合においてもリース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできないものとする。

(公租公課)

第5条 消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という)は九州大学の負担とし、固定資産税は賃貸者の負担とする。

2 固定資産税及び消費税等以外に物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、又は課されることのある公租公課の負担については、九州大学及び賃貸者間の協議により、その負担について定めるものとする。

(物件の使用・管理)

第6条 九州大学は、第2条による物件の引渡を受けたときから、物件を使用できるものと

し、九州大学は、善良な管理者の注意をもって物件を使用するものとする。

(物件の所有権の侵害禁止等)

第7条 九州大学は、物件を第三者に譲渡し、又は担保に差し入れたり等賃貸者の所有権を侵害する行為を行ってはならないものとする。ただし、九州大学が、つぎの各号に記載する行為について賃貸者の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- (1) 物件を他の不動産、動産に付着させること。
- (2) 物件について改造、加工、模様替えをするなどその原状を変更すること。
- (3) 物件を第三者に転貸すること。
- (4) 物件の占有を移転すること。
- (5) リース契約に基づく九州大学の権利、地位を第三者に譲渡すること。

(保険)

第8条 賃貸者は第2条による物件の引渡しと同時に賃貸者を被保険者として賃貸者の指定する保険会社と物件に対する動産総合保険を締結し、この契約の存続期間中これを更新するものとする。

(物件の返還)

第9条 リース期間満了により物件を返還する場合は、装置の荷造り及び賃貸者が指定する場所までの運送その他これに要する費用は賃貸者の負担とする。

- 2 物件に個人情報を含む電子的情報が記録されている場合、九州大学は九州大学の責任によりそのデータを消去して賃貸者に返還するものとする。

(契約の更新等)

第10条 九州大学は、リース期間満了後、更新するか又は終了するかを選択ができるものとし、リース期間満了日の2ヵ月前までに賃貸者に対し書面で報告するものとする。